

# 全労金2019春季生活闘争ニュース・第27号

《合意速報No. 9》

## 九州労組が関連会社との団体交渉で、「基本合意」を表明しました！

九州労組は、3月27日11時から、関連会社と「団体交渉」を開催し、基本合意を表明しました。要求と回答は以下の通りです。

		要 求（関連）			回 答（関連）		
		正社員	嘱託社員	再雇用 嘱託社員	正社員	嘱託社員	再雇用 嘱託社員
基本賃金		4,000円 の引き上げ		10,000円 の引き上げ	応じられない		要求通り 10,000円
一時金		4.0	2.5	—	4.0	2.5	—
昨年実績		3.9	2.3	—	3.9	2.3	—
安定雇用	無期転換	—	(実現)	—	—	(実現)	—
	登用制度	—	(実現)	—	—	(実現)	—
最低賃金		時間額1,000円、日額7,330円 月額154,000円への引き上げ			応じられない		
雇用環境	ジョブリターン	—			—		
	年休積立	制度の新設		—	要求通り		—
	私傷病休職	—	正社員と同様	—	—	要求通り	—
公正処遇	年休	(実現)		—	(実現)		—
	生休	(実現)		—	(実現)		—
	母性保護	(実現)		—	(実現)		—
単組独自要求		永年勤続表彰制度の改善		—	一部、改善		—

団体交渉において、会社からは「ろうきんサービスの事業は、日常的に業務を担っている社員・嘱託社員の努力や奮闘があって成り立っていることを認識したうえで、現在の経営状況で真摯に検討を重ねながら、回答を取りまとめた。個別に見れば要求通りとならなかった項目もあるが、ろうきんサービスの社員・嘱託社員の労働条件が十分とは思っていない。今後、経営基盤の強化や安定的な収益の確保を念頭に置きながら、業務運営において改善すべき点や強化すべき点もあると感じており、新年度となる4月以降に取り組んでいきたい」等の見解が表明されました。

安田闘争委員長は、「今回の要求に対する回答については、満額回答とはならなかったものの、年間一時金に対する上積みをはじめとする多くの要求に関して、厳しい経営環境において、サービスの社員が前向きに進むことができる内容であると考えている。

九州労組としても、ろうきんサービスのすべての社員、また、金庫職員、それぞれが結集し、それぞれの事業を支えていけるよう、労使が協力してよりよい関係を構築しながら、すべての社員が働きやすい職場環境の整備に向けて、「協力していきたい」等を表明しました。

単組は、①再雇用嘱託社員の基本賃金について、満額回答となったこと、②年間一時金について、社員・嘱託社員ともに、昨年を上回る満額回答となったこと、③私傷病欠勤・休職規程の社員との同一化、並びに、積立休暇制度の新設についても要求通りの回答が示されたこと、等から基本合意を表明しました。

\*合意単組（8単組／3月27日17時40分現在）

長野・北海道(金庫・関連)・四国・沖縄・セントラル・近畿(金庫)・北陸  
九州(金庫)・九州(関連)

以 上